改正後

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～九　略］		
十　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）の送信設備		
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	［略］	［略］
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	六二
［十一～二十　略］		

［2～5　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［2　略］

3　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）四八・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第八項までにおいて同じ。）以下の値

改正前

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～九　同上］		
十　［同上］		
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	［同上］	［同上］
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）であつて、基地局と通信を行うもの	［同上］	［同上］
［十一～二十　同上］		

［2～5　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一	ア　［同上］	［同上］